

特定非営利活動那須高原自然学校 倫理規則

(趣旨)

この規則は特定非営利活動那須高原自然学校（以下、この法人という）の倫理に関する基本となる事項を示し、この法人の目的、業務に対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、この法人の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(遵守事項)

この法人の役員、社員、及び関わる全ての職員は、次の行為をしてはならない。

- 1、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、暴言等、人権尊重の精神に反する言動をしてはならない。
- 2、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3、日常の行動について公私を混同し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋、強要をしてはならない。
- 4、経理処理に関し適切な処置を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5、自らの社会的な立場を認識して、この法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

上記の遵守事項に違反した場合は、理事会において処分の対象となる場合があります。

(附則)

- 1、本規則は令和3年4月1日より施行する。